

第9回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議（概要）

日 時：平成24年3月16日（金）13:00～16:20

場 所：議事堂3階301委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員9人

資料：第9回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料1 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討項目及び検討状況について

資料2 他の道府県の議会基本条例における「議会運営の原則」の規定の公平性、「公正性」「透明性」について規定しているもの

資料3 他の道府県の議会基本条例において「会派」について規定しているもの

資料4 - 1 「地方議会議員の位置づけの明確化」議員立法を求める緊急要請（抜粋）

資料4 - 2 「議員報酬等に関する在り方調査会」中間報告（抜粋）

資料5 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議の経過・予定（案）

委員：ただいまから第9回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を始める。

中間取りまとめで報告する優先9項目について事務局から説明させる。

事務局：＜資料1、2を説明＞

委員：1番の「最高法規」については、これでよいか。

一同：「異議なし」

委員：続いて「議決責任」についてはどうか。

委員：ここには「結論」と書いてあるが、前回は、正副座長案を前文か条文で規定するかも含めて一度出して協議するという議論になっていたのではないか。

事務局：これを決定にしてはどうかという案である。

委員：議事録の概要を見ると、これは決定ではなくて、この案を軸に議論するということと思うがそういうことか。

委員：そう理解してほしい。

委員：反対した議員については責任は負わないということだが、起立して採決を求めるが立たない人の責任はどちらに入るのか。反対討論をすとか明確な場合はいいが、立たなかったから反対とは限らない。

委員：立たないということは反対ということではないか。事務局どうか。

事務局：賛成しなかったということで反対になる。

委員：意思表示として退席もあるから、残って座っていたというのは「反対」という

ことではないか。ホームページに各議員の賛否を表示しているが、あれは立っていない人は「反対」という表示になっていないか。

事務局：賛否について公開する取扱いの中で、積極的に賛成しなかった場合については「反対」という扱いなので、それに準じて捉えていただけたらどうか。

委員：事務局の解釈では座っていれば「反対」。ただ、退席の人が責任を負うかどうか。

委員：採決の棄権を反対したか、賛成しなかったかにするかということ。

委員：反対した議員については、可決された内容に責任を負わないということ。棄権は、そこに意思としては入っていることで、明確に「負わない」と書くので、明確に反対していない人以外はそれなりのものはあると解釈してはどうか。

委員：今回は「議決責任を深く認識する」で議決責任を認識しながら、さまざまな決定に参加し、認識をした上で県民に対して説明責任を負うと言っている。議決責任があると言っているのではなく、議決責任を認識しながら説明責任はあるということ。「説明責任の認識」という表現であることだけは確認したい。

委員：逐条解説の案には「議決についての議員の責任には、社会的、道義的、政治的責任がある。」と規定しているので、議決責任を深く認識するという意味は責任を負うという解釈で書いてある。それは社会的、道義的、政治的責任。

委員：あるのはこの三つの責任であり、議決責任というのを深く認識した上でこの責任を負い、説明責任はあるということ。だから、「議決責任がある」ではなく「深く認識」するということ。

委員：いや、あると言っている。前の議論というのは、「議決責任」と言うと執行責任の方にも絡んでくるという話をしてきた。学識者に道義的、社会的、政治的な責任はあるが、執行責任はないと明らかにしてもらった。逐条解説にきちんと書いた上で、条文としては「議決責任を深く認識し」という形の書き方をしたということなので、議決責任がないとは言っていない。

委員：要するに「議決責任に対して深く認識を」というのは、間接的担保で直接的にあると言っていない。説明責任を負うとか、社会的、道義的、政治的責任があるが、議決責任を間接的に担保したということでもいいか。

委員：そうするとタイトルのところは元の「議会の説明責任」でいいのではないか。今回の案は「議会の責任」とだけしか述べていないが。

委員：解釈上は間接的でも議決責任について言及しているので、「説明責任」だけ書くというのもどうか。条文上の説明としては「責任」とした方がより分かりやすいか。

委員：逐条解説にあるようなフォローアップする意味での執行監視、評価の責任、意思決定過程の質についての責任を含めたことも、ここに書き込まれているという意味合いか。

委員：第7条を一貫して読んでいくと、議会は議決責任を深く認識した上でこういったこと等に対し、県民に対して説明責任を有すると書いてあるので、ここは「議会の説明責任」を書いているのではないか。

委員：総じて言えばそうだが。

委員：最終的な主語・述語は「議会は、これらを認識し」という修飾語が付いていて、「説明する責任を有する」と言い切っているので、やっぱり「説明責任」ではないか。

委員：本文にはどこにフォローアップが書かれていると理解したらいいのか。

委員：「議決責任を深く認識し」というところ。

委員：これだけだと、その議決したものを執行せしめていくための議会としての責任があるということが分かりにくい、十分入っているということか。

委員：逐条解説を読まないと分かりにくいかもしれない。

委員：逐条解説とセットでやれということか。

委員：議決責任があるという言い回しをすると、言葉だけが独り歩きしてしまうところがあったので、条例の表現としては「深く認識し」で、議決責任のところは逐条解説で議決に対して議会の責任はこういうのがあるという書き方をしている。

委員：「議決責任」という言葉は、一般的に位置付けられた用語ではない。本文に「議決責任」という言葉を使う以上、議決責任とは何かということも必要になるのではないか。この文であれば「議会の責任」より「議会の説明責任」の方が妥当ではないか。あと、反対した責任というの、道義的にも社会的にも政治的にもあると思うので下の2行は要らないのではないか。

委員：「議決責任」という言葉は一般的でない、条文上使うのはどうかという指摘が1点、逐条解説の最後の2行、「当該議案に反対した議員については、可決された政策の内容に責任を負わない」については、反対した責任があるので、この2行を書く必要があるのかという指摘。「議決責任」という言葉は、他の都道府県条例で既に多数使われているのではないのか。

事務局：奈良県議会基本条例の中に「議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。」という規定がある。

委員：今までこれだけ「議決責任」に関して議論をしてきて、逐条解説にきちんとその内容が書かれているので、「議決責任」という言葉を使っても別段遜色ないと思う。

委員：逐条解説の一つ目、我が県議会における議決責任をどう考えるかで、決定した事項のフォローアップとかそのプロセスの質についての責任があるというところは、独自の特徴として逐条解説に明記するというのはよい。下の2行に関しては、確かに明記までする必要はない。

委員：下 2 行は無い方がいい。それと、3 行目と 4 行目は逆転の方がいい。責任があるということがメインで、例外的に執行権がないため、法的な責任はないというふうに入れ替えた方がいい。

委員：法的責任はないということはずっと言ってきたので、まずそこを押さえてもらいたい。

委員：責任は責任でも、重たい方から書くべきで、まずは法的な責任はないというところは大事で、社会的、道義的、政治的責任しかないというところが前に来るのも変な話である。

事務局：この逐条解説は、まず「議会の責任」ということについて述べ、なお書きで「議員の責任」について触れる構成になっているので、その辺のところから理解いただきたい。

委員：了解した。

委員：それでは、「議決責任」という言葉をそのまま使うということでもいいか。それと、逐条解説の下 2 行の「また、」以下については削除し、タイトルは「議会の説明責任」ということでもいいか。

一同：「異議なし」

委員：続いて 5 ページ目の「政策形成」についてはこのままでいいか。

一同：「異議なし」

委員：6 ページ目の 8 番「議会と知事の役割」もこのままでいいか。

一同：「異議なし」

委員：7 ページの 9 番「質問趣旨確認（反問権）」もこのままでいいか。

一同：「異議なし」

委員：では、議運の方に私から申し入れたい。それから、8 ページの 9 番、これも結論が出ているということで、このままでいいか。

一同：「異議なし」

委員：続いて 10 ページからの 17、18、19 は、全体の結論としては条文の変更はしないが、非常勤特別職として報酬を支払うという扱いにすることでいいか。

委員：1 点だけ確認。今後、附属機関が出来た時に、その条例に書き込むということでいいか。

委員：そのとおり。

委員：12 ページの 21 番「議員定数及び選挙区、議員報酬等」について、追加条例案を 13 ページに示しているが、これでいいか。

一同：「異議なし」

委員：次に報酬については、今の議員報酬等に関する在り方調査会の調査結果を踏まえて検討するということにしてあったが、今回の基本条例の見直しを 6 月議会を目

処にしたいので、調査会の報告が6月だと間に合わない。条文として理念を書くということなので、ここで結論をつけてはどうか。

委員：これについて、調査会の報告を待たずに今から議論するということか。

委員：6月の提出までに議論したい。

委員：書き込むとしても理念的な、要するに姿勢の問題を書き込むのでできるということか。当然中間報告も踏まえながら。

委員：そうだ。

事務局：参考に、他の道府県の議会基本条例で報酬等の在り方について規定しているものがあるので配付してもよいか。

委員：岩手県の逐条解説が少し踏み込んだ表現になっているくらい。前にも議論したように、基本条例は最高法規ではないので、「別に定める」等の規定を入れるようなことは必要なく、別途定めればいい話なので、書き込むとすれば、もう少し理念的なものというイメージでいた。

委員：できれば、その理念的なものを踏み込んで書いてほしい。各条項の時に議論した内容は、議員の活動とは何かということにつながってくる部分がある。そして、報酬、政務調査費は、その中のどれを対象にして、どういうふうに支払っているものか、何の目的で支払えるものかということが、表裏として関係深いものなので、そのあたりをこの機会にお互いに議論して、結論が得られればその結果をこの条例の中へ盛り込んでほしい。

委員：四日市市議会の条例は市民の負託に応えるための議員活動の対価という、思いを込めていると感じる。だから、あまり狭く捉えずに、我々で言えば県民の負託に応えるためのすべての議員活動を補償する対価なんだというあたりを参考に、この前の調査会の中間取りまとめの考え方なども読んで、我々の案を考えてみて、それを入れるかどうかを検討してはどうか。

委員：議員の定数や選挙区を書いて、報酬は何も書かないというのも変な話なので、理念として入れていきたいが、後ほど議論するということで整理していいか。

一同：「異議なし」

委員：続いて14ページ。条例の案と検討事項。ルールについて、現在考え得る厳格なやり方で対処すると、こうなるという案を示したが、いかがか。

委員：2番目の回数について、年4回がマックスだが、例えば6月と9月の間に2回はダメという読み方でいいか。

委員：そう。

委員：提出できる期限を閉会日の直前に開催される議会運営委員会の2日前にすることについて、もう少し分かりやすく説明してほしい。

事務局：閉会前に最後の議会運営委員会が開かれるが、議運で諮って了解を得て、最

終日に了解を得るという段取りはどうかということ。

委員：単純に言うと、発言通告にだいたい合わせたという感じで、要するに議運に諮る時に、各会派の意向確認等に2日間くらい猶予として考えたらどうかという意味で入れた。

委員：閉会日の2日前ということは、開会中に出すということか。

委員：議運の2日前で開会中。

委員：文書質問できる期間は閉会期間なのか。

委員：閉会日に質問する。

委員：この3番は、文書質問を出したいという意向を出せるのはここだということになると、出すタイミングはここ1回しかないということになる。その閉会期間中に問題が生じたので、ここで出したいとしても、それは今のところ許可しないという考え方になる。どこでその文書質問を許可するかというところを基準に考えて、こういう書き方になっているという理解なのか。かなり縛ってあるのではないか。

委員：相当縛ってある。先ほど説明したがかなりきつめの案で示した。

委員：それを決定するのは本会議による議決と書きながら、最終の議運の2日前ということは、議運でOKしても良いとも聞こえてくるが、その辺が落としどころなのか。

委員：そういうわけでもないが、本会議にかけるとなると、議運は当然のごとく通らなければいけないから、かけるタイミングというところ、こういうことになるということで案を示した。

委員：年4回の旧態の議会サイクルを基本にしたというのは、今の議運などに諮るタイミングが、年2回制の議会であっても、今なお旧来のサイクルで動いているから、これが一番効率的ということで旧来のサイクルに合わせたのか。

委員：そういうこと。例えば今第1定例会をやっているが、3月で切れて4月中は一回もなく、やりようがないので、そのタイミング(開会中)のどこかでやらないと難しい。

委員：今の2回制にうまく合わせていきようがないということか。

委員：4回制に合わせたと言うよりも、議会をやっていない時のためにこういう制度があり、それをやるに当たってのルールづくりが要るが、なかなか難しいところもあって、前提は議会で議論するのが議員としては本分だというのがある。

委員：確かに2会期制とか通年制という議論の中で、定例会4回というのが出てくるのはどうかという意見も思いとしては分かるが、請願などもそのルールに基づいているし、こういう形で本会議と委員会をやっていないところでの対応にしないと一般質問とか代表質問がないがしろになってしまうという議論は過去にあったのでこれでいい。その上で、この1から10までのルールのうち、3の「質問書を提出

できる期限」と5の「提出された質問書を決定する方法」は、もう少し緩くしてほしいという思いがあり、1で文書質問できる期間を定例会4回制時における閉会期間を示しているのであれば、その期間はやはり大きな問題が生じたり、急を要する質問等をしたい場合もあるから、いつでもできるということにして、その決定方法をどこにするかは、ここでは本会議とか議運という位置付けがあるから、3のように「議運」という書き方があると思うが、ここはやはり議長決裁にして3の「質問書を提出できる期限」はなくしてしまう。それで、閉会期間中は1議員が1回でいいと思うので、3の「質問書を提出できる期限」はなくして、5の「提出された質問書を決定する方法」は議長決裁という方がいい。

委員：議運が開かれるタイミングに合わせていくと、現実論として集まるのは採決前のところか、それ以降は次の開会の1週間前しか集まらないので、そうなるとこういうタイミングかと思うし、議長決裁というと随時という話になる。

委員：持ち回り議運という位置付けもあってもいい。文書質問は閉会期間中に出せるのだから、当然それごとに招集するというのであればいいと思うが、非常に労力を要するのであれば、持ち回り議運とか、正副議運委員長に委任する形でもいい。

委員：一般質問でも代表質問でも、議運の中でどの会派にどの枠というのを決めている流れから言っても、議運という場を通すのが大事なので、そういう意味では3の「質問書を提出できる期限」を削って5の「提出された質問書を決定する方法」については議運の持ち方について、持ち回りで構わないということも書いておけばいいのではないか。

委員：この文書質問は普通の一般質問と同じと思ってよいか。緊急性がなくても、普段から自分がテーマ、ライフワークとして持っているようなことを質問するのもいいのか。また、閉会期間につき1回までとあるが、1回6項目あっても10項目あっても1回にカウントするのか。

委員：1回に10出して20出して1回だったらどうか、1件という理解でよいか。

委員：大見出しは一つだろう。

委員：私も1件だと思うが、議運なら議運でその人の主観とか捉え方とか出し方とかいろいろな違いが出てきた時に、どう公平に判断するかという基準はどうなのか。

委員：だから厳格なものが必要であって、それがどこまで必要なのかということではないか。

委員：議運なら議運で吟味することでいいが、会派ごとの思惑があったりする中で、どういうふうに公平公正で権威あるものが担保されていくのか。現実にはその辺の基準はなかなか作りようがない。

委員：持ち回りのケースだと、例えばその人のライフワークみたいなテーマを毎回出してきた時、普通の一般質問でできる話で、緊急的にこの閉会中にやる必要がある

かどうかという議論が出てくるが、そのルールは、議会運営委員会なりで議論して決めていくということになる。ただ、このプロジェクトの中で、ある程度これぐらいの案で考えたというものは示さないと無責任なことではいけないので、あえて厳しいもので提示している。

委員：最終的には本人の良識ある判断と、会派の中でどう調整するかという問題で、ここでは「1回につき1件まで」という書き方をし、5の決定する方法は「議運による議決で決定する」で、閉会期間中ゆえ即時性に配慮するということは、持ち回りにするのか、正・副で認めるのかを含めて、括弧ないしは注意書きで、プロジェクト会議としては閉会期間中であるとか、即時性に配慮するようなことを議運の方で決めてほしいと書くことでどうか。

委員：あとは3の「質問書を提出できる期限」。イメージしたのは会議と会議の間だったので、書いておくかどうか。5の「提出された質問書を決定する方法」は議運の決定で、即時性に配慮するというようなことを入れておくことでいいか。

委員：ここには書かずに議運で検討してもらおう申し送りの内容としたらどうか。

委員：あとはいいか。

委員：議運で諮り方を協議して決めていくことでいい。確認だが質問者の議員とやり取りをしなければならない状況が出てきた時は、議運の委員長がやることになるのか。そして議運が了解した後、次に議運から議長に持っていき、議長が判断して、了解すればそれを知事に提出するというプロセスになるのか。

委員：そうすると、出すところは議運になるのか。前は議決でというイメージがあったので、宛先を議長にしたが。

委員：本会議を開くならばそれで問題はないが、本会議を開かないのであれば、最高責任者である議長を経由していく必要がある。

委員：議長に提出されて、議長が委任なり付託するという形ではないか。

委員：議長から議運に送り、議運が良いと言え、議長から知事に出すという形になるのか。

委員：受け付ける、受け付けないという時は、議長にもその判断はあるのではないか。

委員：受理するかどうかという判断。

委員：議長が受理した段階で議運に委託し、それから知事へ行く。詳細については、議運で決めてもらう。それから「定例会年4回制時」というかなり昔の言葉が出てきたが、今から作る文案の中へ昔の言葉が出てくるのもそぐわないので、「年4回会議」とか、何か新しい言葉に置き換えられたらいい。

委員：それはまた考えるとして、今のやり取りでいいか。

委員：確認だが、3の「質問書を提出できる期限」はなくなるということか。それと議長に提出して、議長が議運に丸投げするのでなくて、受け取るときに議長判断も

入るのか。

委員：議長が受理する。

委員：その時に議長判断で差し戻すこともできるのか。

委員：よほどのことがあれば、不受理というのも制度としてはある。

委員：議長の判断で、議運に委託せずに不受理する時の基準はどうなるのか。

委員：議長も不受理にするというのは相当の覚悟ですとと思うので、それなりの説明責任は果すのではないか。その基準は我々では作れない。

委員：その時に議長と何故なのかというやり取りの場面を想像すると、議運でやってもらった方がよい。

委員：例えば議会開会中に出してきたら不受理にするというのはある。議長の判断というのはその辺になるのではないか。ただ、議長としての説明責任を果たさなければいけないので、不受理にしたら議運で説明する場面はあると考える。

委員：そういう場合は明らかにルールを逸脱している、基本的な話という感覚で了承する。

委員：あとは、よろしいか。

一同：「異議なし」

委員：19 ページの「住民投票」については規定しないということでもいいか。

一同：「異議なし」

委員：それでは、今の意見をまとめて議会改革推進会議の役員会に報告したい。報告書の作成については、正副座長に一任いただきたいが、よろしいか。

一同：「異議なし」

委員：3月30日ということで、早いこと頑張って作るので、今日の資料で会派へ説明だけはしておいてほしい。議会改革推進会議の役員会にかけて、全然聞いていないということではいけない。

委員：修正したものを改めてもらって会派に説明した方がいい。

事務局：今日中に修正して月曜日の朝ぐらいに届ける。

委員：了解した。このプロジェクト会議に2会派が入っていないので、私か事務局から2会派へは話をする。次に優先的課題9テーマ以外の残りのテーマについて検討したい。3ページ目「用語の定義」については、「知事等」、「委員会等」、「会派」などの用語の定義を条文に加えてはどうかとの提案だが、「知事等」は、条例の前文で「知事その他の執行機関」と定義しており、「委員会等」は第20条の逐条解説で「委員会等」を説明している。また「会派」については、番号22の「会派」で議論することになっている。

委員：例えば四日市市とか宮城県などで用語の定義を起こしているところがあって、三重県のように条文の中に括弧書きで「知事等とは何か」というように書いている

自治体もあるが、誰が見ても分かりやすくという視点に立った時には別にしておく方が丁寧だと思い提案した。

委員：「以下「 」と言う」という書きの方が読みやすいという意見もあれば、一挙にまとめて「知事等とは」と一つの条文で書いた方が分かりやすいという意見もある。

委員：逐条解説というのは一般には外へ出る条文の中には出てこない。

委員：もし入れるとしたら、どこまで入れるかという問題である。宮城県は3項目しか入っていない。四日市市も3項目。逐条に入っているものまでここに抜き出してやるとなると相当並ぶ可能性があるので、ここはもうそれぞれのところで説明がされているということで終わらせていいのではないか。要するに、ここに入れるとなると何を抜き書きするのかという問題もまた議論しないといけないし、相当な時間を要すると思うので、今後研究するということがいいのではないか。

委員：という意見があったが、どうか。

委員：感覚の多いほうで結構。

委員：このままということでよいか。

一同：「異議なし」

委員：次に、5ページの5番、第4条第4項の関係の5「議場での質疑等の方法」については、現在の対面演壇方式のみだけでなく、議長席前の演壇の使用も併用できる選択肢にすべきとの提案だが何か追加で発言があるか。

委員：過去に対面でない方法でやりたいという方がみえて、今の書き方だと「対面演壇において」と限定しているので、対面演壇で個人的にはいいが、いろんな議員の思いというの踏まえての提案である。ただ、対面演壇にした理由を考えると、二元代表の象徴ということでもあり、知事執行部に対してはやはり対面演壇がいいということであれば現状のままで結構。

委員：これは平成22年5月28日の議運で決められている申合せ事項によることなので、その都度、議長席前の演壇を使いたい場合は議運に申し出てもらうというやり方がいい。現実に質問時間の変更も毎回議運に諮られた上でやっているの、それと一緒に話。議運でケースごとに判断をしていくという扱いにすることでどうか。

委員：これを読んだ時に、絶対、対面演壇しかダメだと読んだが、そういう読み方ができるのならそれで結構だ。

委員：事務局、これもまた申し入れをしないといけないということか。

事務局：そうなる。

委員：では議運に申し入れる事項が多いので、その中の一項目として入れる。

委員：対面演壇でここまでやってきて、それを経験しながらちょっと改善してもらえればと思うのは、質問した後、執行部の答弁がある間の議員の位置。演壇の立つ位

置と座る席との位置関係が何か合わない。しかも演壇に書類が並べてあって、そこで質問して聴く時は数メートルとはいえ、横に移動して聴かなければならないという使い勝手が良くない形になっているので、もう少し改善ができないか、併せて議運の方に申し入れてほしい。

委員：そういう意見もあったということによろしいか。

一同：「異議なし」

委員：次は6番、6ページ。議会運営の方法について、「公平性」、「公正性」、「透明性」も規定をしてはどうかという提案。同様の条文については、宮城県の第5条に「公平性」と「透明性」、京都府の第10条に「透明性の向上」、広島県の第10条に「透明性」と「公正性」、鹿児島県の第9条に「公正かつ透明性の高い運営」という規定がある。提案した委員から追加の発言はないか。

委員：他の自治体でも議会の「公平性」とか、改革先進県ならではの透明度の高い議会運営ということも含めて、「公平」という言葉とか「透明性」といった言葉をきちっと謳って姿勢を示しているので、ぜひ明確に公平、公正と透明度の高いところを謳っていただきたい。

委員：「公平」、「公正」も大事と思いつつ、「円滑かつ効率的な運営」ということと、時に相対することもあろうかと思うので、絶対とまでは言わないが議論をお願いしたい。

委員：この点について意見はないか。

委員：「透明性」については、既に第3条第1項で「開かれた議会運営」が「積極的に情報の公開を図るとともに」等で書かれているので、基本方針としてある中で、運営の原則には当然反映されてくるものと考えるので、あえて「透明性」ということを書き込む必要はない。あとは「公正」、「公平」について、上位法の地方自治法等で規定がしてあるのであれば、それもあえて書く必要もないという気もする。

委員：では一度その辺を確認して次回へ送る。事務局で「公平」と「公正」の違いと、自治法上に規定がないかを入れた資料を作成し、示したうえで判断することにする。

委員：次は第6条第2項関係の7番「正副議長立候補者の所信表明の会場」については、全員協議会室ではなく本会議場で行い、議事録に残すようにし、条文にも反映すればとの提案。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：特に条文上明確にしなくても、別の場面での議論でも構わない。やり方の問題だけ。

委員：議場を使えば必ず本会議扱いで議事録になる。公約を議事録に載せるという意図ではないのか。

委員：そういうことも含めて条文上位置付けるかどうかは別にして、そういった提案をどこかで議会として議論してほしい。議長としての公約を議事録に残すことは、

後世に残していくという意味でも大事。

委員：という提案だがどうか。

委員：もし議論するとしたら、議運になるかそれとも代表者会議か議会改革推進会議か。

委員：そのうちのいずれか。

委員：一番効率的かつ公平、公正に議論するところなら結構。条文の変更までは特に求めない。

委員：多分、議会改革推進会議に別項目でという話になる。論点を申し上げると、今まで全員協議会室でやっているの、本会議には当たらない。今の扱いは議長選への所信表明なので、マスコミも当然入っており非公開ではない。

事務局：役員の選出、議長の選出ということに関しては、代表者会議での申合せがあり、その中で全員協議会室の中でそういう所信表明会を行うと定められているので、それを見直すのであれば代表者会議の中での議論となる。代表者会議に送るために、議会改革推進会議の中で議論をすとか、そういうやり方はあるかも分からない。

委員：公の議事録に残す形にするか、今の状態で良しとするかが論点となる。

委員：そういう論点で、代表者会議に座長から提案してもらうか、代表者会議の一員として提案してもらうか、議会改革推進会議の会長から代表者会議に提案するか、その方法論は任せる。

委員：よろしいか。

一同：「異議なし」

委員：次は第7条関係の10番、8ページ。第7条関係、10「議会の説明責任」について、第6章「県民との関係」に位置付けてはどうかという提案。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：今回の「議決責任」の議論を踏まえ、条文を変えようとする、単なる県民との関係というよりは、議会運営の原則という、今の3章の章立ての中によりふさわしくなったので、現状のままでいいと意見を変えたい。

委員：元のままでいいか。

一同：「異議なし」

委員：次は8ページの11番。第4条第3項関係「議会報告会等」については、基本条例に議会報告会についての規定を置いてはどうかとの提案。この件に関しては、広聴広報会議で検討しているので、その結果待ちになる。それが3月19日に最終確定する予定。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。よろしいか。

一同：「異議なし」

委員：続いて12番、第18条、第19条関係。「議会活動の評価・理解」については、

県民の議会活動の評価・理解の深度を多様な手段で的確に把握する旨の規定を置いてはどうかとの提案。現在、議会では議会活動の評価について、傍聴者に対するアンケートや政策提案制度の充実、実施、県民との意見交換の場の設置などを行っている。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：既に三重県議会では、いろいろな手段を用いて把握に努めている現状にあるが他の自治体の文章を見て課題提起をした。こういう表現を織り込んで、今の形をきちっと明らかにするため入れたらどうか。

委員：今後の広聴広報会議とかいろいろなところも含めて、このことは引き続き検討していくということと、その必要性が出てきた場合、明文化するかも含めて考えたらいいので、この場では結論を出さなくていいのではないか。

委員：この第 18 条、第 19 条は、県民との意見交換、県民の民意の掌握みたいな部分で、これから県議会が抱える課題としては、これに具体的にどう踏み込むかが非常に重要になってくる。それは知事が直接県民の方へ出向く、そして行政の方が直接その民意を吸収することが勢いを増し、県議会の存在が薄らぎ軽んじられる状況にある中で、このことをどこまで我々が拡大して、あるいは重点化していけるかというのは、三重県議会のこれからを見据える中で重点化すべき課題である。内容としてはここに書かれているので、条文の中でこれを公開せよというものではないが、この基本条例の改正案の中においてはそういうニュアンスをしっかりと盛り込んでいくことが大事。

委員：基本的に、書き換えるところまではいかないという意見が多いが、それによるしいか。

一同：「異議なし」

委員：次は 13 番、第 18 条関係。「請願者の意見陳述機会の保障」については、委員会の公式の場でも、希望があれば請願者に意見陳述の機会を保障する規定を置いてはどうかとの提案。現在、政策担当者会議で請願予定者から請願の趣旨の説明を聴き、委員会において必要に応じて参考人招致を行っている。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：条例に規定して盛り込むまでいかにしても、その前段で県民の議会への参画の確保は図られなければならないので、請願者が委員会に出て来て、思いを話すという機会は県民が議会に参加できる形としては貴重なもので、それが第 18 条で担保されているならそれでいいが、県民の側から求められた時には、拒まずに参加してもらおう担保はするべきという思いで、提起させてもらった。

委員：会期のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議では「政策担当者会議において請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて委員会における請願者の発言の機会を保障する必要はない。委員会で意見を聴く必要があれば参考人招致を

行うことになる。」という結論が出ている。

委員：政策担当者会議で聞いているので実際にはやっているが、政策担当者会議自体は、議会で位置付けられた会派でもなく、各派の政策担当者が日程を設定して話を聴いているので、それをちゃんと位置付けるというのも一つである。それと、必ずそこへ請願者は出て来なくてはいけないのかということになると、そんなことはないので、請願者は別に文書だけというのもあると思うが位置付けたら来なければいけないになってしまう。その辺の議論が既にあるからだが、この「すでにある」と言っているこの会議は非公式なものであることを考える必要がある。

委員：必ずここに出てこなければいけないということではなく、意思があればその意思を拒否することはないという担保がほしいということ。

委員：議会基本条例に書き込むかどうかに関しては、第 18 条第 2 項の「制度の充実」というところで読めるのではないか。今の担保の部分に関しては、委員長等の判断の中でそういったことを聴くということがあってもいいし、その範囲で既に運用する制度があるので、留めておいたらどうか。来てほしいと言っても断る人もいるから。

委員：どうしても必ず出て来ていただくというのではなく、委員会の場などに出て来て、ぜひ話を聴いてほしい、自分たちの思いをできるだけその場で伝えて実のある議論をしてほしいという思いの中で、こちらの都合で拒まないようにという担保を言っているのであって、参加されるという意味もそこまでない方は勿論いいのであって、担保だけは、この条文としてはここで解釈すればいいが、改めて確認して担保しておくべき。

委員：条文としては、この第 18 条第 1 項、第 2 項というのはいま書いているし、今の話も当然包含されていると思うので、これでもいい。特に参考人等は、今、会期がほとんどない中で比較的柔軟に対応してきているし、やってきているという現実もある。ただ、政策担当者会議の位置付けは条例とは関係なしで、ちゃんと別の機会にやっていった方がいい。

委員：条文は今の第 18 条第 2 項でほぼ包含されているから変更の必要もないが、政策担当者会議の扱いを明確なものにしたらどうかという結論になってくるのではないか。請願は、本来は開会日当日の 5 時までに出せばいいだけの話で、政策担当者会議は 1 週間前でやっているのだから、これを位置付けてしまうと、請願権をさらに制限してしまうところがある。要するに 1 週間前までに持って来なければ、もう無理という話になっては、本末転倒なところもある。

委員：政策担当者会議というのは非公式の場であって、我々が合理的に効率的に請願を審査するために話を事前に聴いている場。公の正式な場で、県民が話をしたい、聴いてほしい、ぜひ自分たちが訴えたいという機会を我々は保障すべきである。

委員：県民は誰でも議会に対して要望なり意見を言う機会がある。それを県議会議員を通せば請願という形で議会に提出できる。その請願を受ける、受け取らないは議長の判断があると思うが、現実には断ったことはあまりない。そうすると、請願者と紹介議員との関係で、もっとしっかりとした意思疎通というか、互いの理解をきちんとしておくことをまず大前提として、その部分に現実論としてしっかりやっていくことができれば、請願者の意向を紹介議員が積極的に訴えることができる。なおかつ、さらに紹介議員でなく本人に聴きたいということになれば、それはどの段階、常任委員長になるのか、議長になるのか、そういう判断のもとに必要な応じて招致をしてきてもらうということになるので、現状のやり方で基本的には問題ない。あとはそのやり方をさらに内情を十分にするように努めるということではないか。それから政策担当者会議の位置付けは難しい部分があって、現実には会派間調整のようなことになっており、そういう中での位置付けではどうかと思うが、もっといい形があれば、改めて然るべきところで議論してもらって決めてもらえばいい。

委員：繰り返すが、これまでも受け付けた請願の代表者が該当する委員会に参考人として来て説明したことがあるが、こちら側からこの人は止めておこう、この人は来てもらおうということではなく、その請願者なり代表者が委員会に出てもらう道を開いておくという担保の話である。

委員：今の議論は、議会基本条例で書くかという問題よりも、委員会条例をいじらないといけない状況ではないか。委員会条例には参考人について求める規定しかないから、参考人になりたいがゆえに参考人にしてくれという規定を設けなければならないことになる。請願は「請願権」という権利があるから、だれでも出せるがそれを審査する上において補完的に参考人招致を委員会が決定するので、その願意が十分に量られていればいいし、願意が分かるかは専ら委員会が判断することであって、議会基本条例や委員会条例にまで規定すると、これは述べる権利まで認めるということになってくるので、委員長会議等において、より願意を量るために意向を確認する、ないしはそこに配慮するという範囲でいい。請願権は権利で、参考人を招致するかどうかは委員会としての決定事項なので、分けて考えるべきである。別に請願権まで排斥しているわけではない。

委員：そうすると、我々が検討するのはもうこの条文でいいのではないか。

一同：「異議なし」

委員：続いて14番、第19条関係。「議案に対する賛否の公開」について、既に実施している各議員の賛否状況の公開を規定してはどうかという提案。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：既にホームページで公表しているが、やっていることだからと言っても、その根拠をこの第19条に「議員の賛否は、すべて公表するものとする」という一文を

入れてはどうか。

委員：この会議では、議会基本条例には、議論をしていく中で、基本的事項を定めるというところになってきている。より必要なものは入れ込んでいるので、14番の「賛否の公開」とか、「議長定例記者会見」は第19条の「県民への情報提供に努める」というところで読める。そこを具体的に規則等でその時々に応じてしていくかは、その時々に必要な会議で決めていくという範囲にしておいた方が、より柔軟性が持てるのではないか。

委員：という意見だが、どうか。

一同：「異議なし」

委員：15番も一緒の意見であったので、15番についてもそういうことでいいか。

一同：「異議なし」

委員：次に16番、第21条関係の「委員会資料の事前公開」について、既に実施している委員会資料の事前公表を規定してはどうかという提案だが、これについても先ほどと一緒の話でよいか。

一同：「異議なし」

委員：これについては正副座長の話の中で、委員会に提出した資料を長らく放置しておくのはどうかという意見が出た。委員会に提出した資料は、委員会で報告事項の資料も全部入っていて、そこから実際に成案になる時には大きく変わっているものがたくさんある。そうすると県民はそれだけ取り出して、嘘が書いてあるとは思わない。県はこんなことを決めたということになると、おかしな誤解になるので、ある時点で切っていくと、分からなくなるという意見もあるので、何かの機会に言っていきたいと思うがどうか。

一同：「異議なし」

委員：これが決まった時に懸念したのは、委員会資料は議案の案の段階。利害が関係する人もたくさんいることも考えると、案段階のものを出すのもどうなのかと感じた時もある。やっぱり案のものが採決された段階で、基本的には議決されたものは別のところで広報等含めて出されるわけだから、なしにするのが常識だろう。

委員：続いて12ページの20番「会期制」については、既に会期等の見直しプロジェクトのところでも議論しているので、そちらの結論を待つとし、ここでは議論せず、条例自体は規定しないことでいいか。

一同：「異議なし」

委員：続いて22番「会派」については、議員の支援等といった会派の役割を規定してはどうかとの提案。参考に条文を抜粋した資料を付けた。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：まず議員一人一人の主体性が大変重要で、政策を基本的に同じにする集団とし

ての会派は、この支援という役割を担っていくべきということが大事であり、それを条例に書き込んでほしい。

委員：議員として、県民から負託された責任を果たしていく中で、それを会派という組織が補佐し支援していく役割をさらに書き足しておくべきである。

委員：二人の意見は、第5条の中に会派の役割として書き加えるという理解でよいか。

委員：そう。別に項を起こすか、第2項の中に入れるか方法は別として。

委員：資料3の北海道議会では「議会内の議員団体として政策立案等を行うほか、所属する議員の活動を支援するものとする。」と会派の役割が書かれているので、参考にしてはどうかという提案だと理解しているがそれでよいか。また、事務局に聞くが三重県議会では基本条例以外で会派を規定したものはあるのか。

事務局：政務調査費の交付条例で、会派届を出すというのがある。

委員：それは手続き上のことだけ。会派を規定しているのはこの条例のみで、自治法上も「政務調査費の交付対象としての会派が規定されているのみ」と書かれている。

委員：これまでの議論からも会派そのものを定義する必要はなく、逐条解説に委ねてもいい。議論のポイントは「議員の活動を支援する」という1項目を入れるかどうかというところ。文言としては北海道や岩手の書き方で入れてもいい。

委員：会派を規定したのは三重県議会が1番初めでかなり抑えた表現になっていたと推測できる。後からできた各県の条例は、もう少し会派の扱いを突っ込んだ表現にしてきた。そこで、逐条解説上では会派の規定はできるし、条文で規定するのも当然できる。かなり感覚論に近いところもある。また、1人会派の扱いをどうするか。他県によると1人会派は規定してなくて、「別途配慮する」という規定を入れているところもある。

委員：会派内の各議員の活動を支援するという会派の役割を明記してもらいたいというのが1番主だが、政策調査とか政策要望等は北海道議会で書かれているものを主に考えていい。もう一つは、会派とは何かというところで、三重県議会は5人以上という規定だが、少数会派に対する配慮をしながらやってきているので、その部分について岩手県議会のように、条項の中に「会派は2人以上をもって構成する」というところまで書き込むと、いろいろな議論が必要になるので、そこまで踏み込まずに、今までを踏襲していくことでいい。

委員：会派が個別の議員の活動を支援していく旨を条文上規定するかどうかという議論で、会派の構成人数については別途定めがあるので、この条例では言及しないという提案だが、そういう形で書き込むということではよろしいか。

一同：「異議なし」

委員：多分もう一項要るので案を次回に示したい。続いて23番、第25条関係。「議会事務局」について議会に政策担当秘書や議長補佐役の職を設置することや、事務

局の増強について規定すべきではないかとの提案。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：議会事務局の機能強化という面は既に第 25 条の第 1 項、第 2 項で書いてあるが、この第 2 項は実現できていない、書いても難しいところもあるが、我々が議会活動をしていく中で最も重要な部分のフォローを担っているのに、充実をできないかという気持ちで書いたが、条文としてはこのままで、これを実現できるよう、努力するという気もする。

委員：現状の条文はこのままでよいか。

事務局、今、2 人インターンが来ているのはこの 2 項ではないのか。

事務局：インターンは職員ではないので、この条項には直接関係はない。ただ特別職、一般職は、職員の中に含めることでよい。

委員：第 2 項は今のところやれていないということである。

委員：続いて 25 番、第 3 条関係。「意見書提出及び決議」について、地方自治法第 99 条の意見書提出や決議による議会の意思表示を規定してはどうかとの意見。このことについて、提案した委員から追加の発言はないか。

委員：当然のことだと思いながら書かれていなかったもので、この機会にと思って書いた。

委員：第 10 条で一応規定はあり逐条もそのようになっている。言われていることは網羅できていると思うので、現行のとおりでよろしいか。

一同：「異議なし」

- 休 憩 -

委員：再開する。次は 16 ページの 26 番、第 4 条関係「議員活動の明確化」について、議員活動を規定することにより明確化を図ることはどうかとの提案。このことについて提案した委員から追加の発言はないか。

委員：条例で議員活動とは何かということを確認することで、その責任を果たしていくことを確認するのが重要になってくる。本会議、委員会等の審議は公的な活動の中でも最も重要なことだが、さらにこの政策立案についても、さまざまな活動の中でやっている。それから県の政策を県民に伝える広報、今、住民がどういうふうに県政を見て、どういう要望を持っているかということを取り上げてくる広聴も重要だが、それだけに留まらずにさまざまな県民からの相談も受けている。さらには地元の市町は勿論だが、県も含めて議会としての行事への参加もある。その行事も公的な度合いがたくさんあるが、そういうものも含めて、この議員活動というものを、実態を踏まえてこの条例の中にきちんと位置付けるべきではないか。

委員：資料 4 - 1 の全国都道府県議長会の緊急要請で公選職の規定が、どこかで書いてあるはずだが。

事務局：資料 4 - 1 の 2 ページ目の (2) の 下線部であるが、「住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにする」と書かれている。

委員：ここで要望として規定をしてほしいと入れている。それと前回、学識者から聴き取りをやった時に「公選職の特別公務員」というのが正しい議員の身分だという意見だった。

委員：我々地方議会側からこういう声が高まって、議長会からも言ってもらい、また今回、議員報酬等の在り方調査会からも公選職という観点をもって進めていくべき意見をいただいている、方向性としてはまったく異論のないところだが、それを議会基本条例上どう落とし込むかということになるとなかなか難しい。

委員：今、報酬の在り方調査会の中でやっているが、そこで議論しているのが一つの答えになっていくのではないか。この 4 条で今のところ不足はないと思うがどうか。

委員：不足があるかないかと言われると、不足で不満な部分があるが、どう書けるかとなると簡単でない部分がある。特に報酬とは何か、政務調査費とは何かというよりは、報酬の対象となる活動とはどこまでにするか、政務調査費の対象となるべきものはどこまでなのか、政務調査費の対象外になった部分は議員活動ではないのか。今、調査会でやっている議論はこの部分に関係してくると思うが、中間報告で出てきた報酬部分はそこまで踏み込んでいないので、最終報告を参考にするためにその時期まで待つのかどうか。

事務局：第 4 条の逐条解説の中に、公選職としての議員の位置付け等に係る全国議長の国への要請の動きなどを書き込み、現時点ではそこに留めて、法律上明記された場合に書き込んでいくという程度に留めるやり方もある。

委員：全国議長の要請はどのあたりまで見通しが立っているのか。

事務局：会長のもとで国にいろいろと要請活動を行っており、地方自治法改正という動きの中で議員提案で規定を盛り込むという方向性は聴いているが、実際にそのように動くかどうかは、今の段階では把握できていない。

委員：それだと逐条解説に逐一書き足していかないといけないができるのか。

事務局：逐条解説に書き込むとなると、それを変更する際には代表者会議等で承認が必要になるので、大変なことになる。

委員：現実的には無理。

委員：逐条解説というのは、例えばどのように書くのか。

事務局：直接的にどのように書き込むかということは明確ではないが、この参考資料 4 - 1 の 2 ページ目の (2) 「住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにする」と書いているが、この「法律上明らかにする」というところを逐条解説の中に盛り込んでどうかという提案。

委員：それは非常に重要なことであり、決まってくればそれに基づいて書き込むことになると思うが、全国議長会の要請の回答がいつ頃になるか分からないのであれば、第4条の議員の活動原則や議員の活動は何かということをもう少し明確に逐条に書き込めないか。本会議での質疑や委員会等の審議、政策形成や広聴広報としての関係は勿論であるが、その中に公的行事への参画や住民相談といったものも含めていくべきである。

委員：今、言われたのは、例えば北海道基本条例、第11条「議員の活動」でたくさん項目があるが、こういう感じのことか。

委員：政策形成、情報収集、住民の意思の調査、意見交換、公的行事に出席すること、このようなことが書いてある。それから議会の研修、諸活動、災害への調査活動、会派、その他道政運営上必要と認められる活動、そういうことを規定すれば、あとのいろいろ関連する中で議員活動に対して云々というものがきちんと明確に見えてくる。議員活動というのは今まで何も決められないまま、すべて議論されている。みんな自分の活動を議員活動と思っているが、客観的、あるいは法的には、本会議と委員会だけが議会活動で、議会活動と議員活動はちょっと違うが、私が言っているのは「議員活動」という意味であり、そこをはっきりさせておけば、考え方のベースができるので、いろいろなことが収まりやすくなるが、ちょっと難しいか。

委員：次に送ることを提案したい。北海道などはかなりきちんと議員活動が書いてあり、逐条解説も多分あると思う。うちのところの逐条解説とどう違うかということ。そのところを次に議論するように資料を作らないと、今の状態ではなかなか議論できる俎上まで行っていない。そこを整理した上で次回に議論したいが、どうか。
(了承)

では、16ページ、27番、第11条「議会機能の強化」について。これは第6条に包含されているので、削除すべきではないかという意見をいただいている。第6条は「議会運営の原則」の規定であり、第11条は「議会機能の強化」の規定である。このことについて、補足発言があればお願いします。

委員：よくよく読むと、第3章と第5章との違いもあるので、現状のままだもかまわない。

委員：文言がほぼ一緒のようなことが出てくるので、重なっているようなところもあるが、そうご理解いただきたい。では、現行のままとする。28番「議員間討議の充実」、第15条関係について。充実した議員間討議の仕組みを導入する旨を規定してはどうか、との提案をいただいているが、補足的な発言があればお願いします。

委員：これは、条例を触るかどうかではなくて、議員間討議を充実させるためにどういう仕組みとすべきかを議論するために問題提起させてもらった。会期プロジェクトでやってもらうべき話だったかと思いながら、このプロジェクトではないという

ことではなかったか。

委員：これは会期プロジェクトではなく議運だったが、議運へ持って行ったら、またこっちへ返ってきた。事務局、そうだったか。

事務局：はい。

委員：この会議としては、条文上は触る必要はないという結論でいい。

委員：ではもう一度、議運の方に、具体的な議員間討議が活発に行われるような仕組み・仕掛けについて議論いただきたい旨、最終的に申し入れるということによいか。
(了承)

次に 29 番、第 17 条関係「政務調査費」について。議員活動の基盤強化や充実のための規定をしてはどうかということ。このことについては、議員報酬等に関する在り方調査会において検討がなされ、6 月に考え方が示されると聞いている。これは先ほど議論した報酬の関係ともよく似た話であるが、今回も先ほどの議論と一緒によいか。

委員：よい。十分関連している。この第 17 条の文言をどうしていくかまで提案できないが、この政務調査費が作られた一つの背景には、三重県議会が発信をし、これから地方分権時代を迎えて議会の責務が大きくなって、議員活動の幅も広がり、責任も重くなってくる時に、議員活動を充実し、円滑にやっていくためには、その活動基盤として活動費の確保も併せてやっていかないといけない。責任だけ重くなるとは、ついて行けなくなる。議員の活動の基盤強化ということで、政務調査費の法的な位置付けを決議し、全国に働きかけた。それが国会の議員立法になって実現した。こういう経緯から言って、この政務調査費が、議員活動の基盤強化・充実のためにあるということを謳ってほしい。現在は、調査研究だけに限定されているが、全国議長会が要望したのはそうではなく、議員活動全般に対して支援をしてほしいということであった。それで国会の審議の中で地方制度についての分科会、調査会があり、最終の議員立法の委員会報告の第 100 条に書き込む時の提案の際に、「調査研究等に資するため」に政務調査費を出すということを発表され、そして議決された。その「調査研究等」という形の中に幅広く提案し、それが了解されたにもかかわらず、文章になる時に「調査研究に資するため」と変更されている。これはどうしてそうなったのか、私も分からないが、改めてこの政務調査費については、各県が自ら支出条例を作って出すことになっており、各県でそれぞれ対象になるものを条例で決めておけばいいと思っており、ぜひそのようなものを視野に入れた条例になるようにしてもらいたい。具体的な議論はもう少し先になるかと思うので、よろしく願います。

委員：ということで、これも先ほどの 26 番とリンクしていく話だと思うので、一度まとめて次回に議論するというので、皆さんいかがか。

(了承)

では、30番、「交流・連携の推進」について。これは第22条、第23条の関係で、「交流・連携の推進」については一つの条文として独立させ、また海外の自治体議会との交流について規定してはどうかという指摘があった。なお、二つの条文を一つにまとめると、第7章が一章一条文となり、あまり好ましくない条例の形態となってしまう。このことについて提案いただいた委員の方から、補足的な発言があればお願いします。

委員：国内外の話というのは、特にこだわりはない。今、実態的にも議員連盟を作ってやっており、特に強く改正を求めるものではないが、別に「国内外の他の自治体議会との交流」と書いてもかまわない。皆さんが、そこまで直す必要がないということであれば、それで結構である。

委員：どうですか、皆さん、この件に関して。

委員：第23条の一番最後、「調査研究等を行うものとする」というのは、この交流・連携に対する調査研究ということか。第23条の「議会は、交流・連携を推進するため」とあるのは、これでいいのか。

事務局：逐条では、本県議会による主催または県内市町、県外の都道府県、市町村を含めた全国の地方公共団体と共催し、シンポジウム、勉強会、講演会等の開催を通じて、分権時代にふさわしい議会の在り方について引き続き調査研究等を行っていくことを明文化したものであると説明している。

委員：そうすると調査研究ということか。

委員：当時は、全国の都道府県議会とかの交流が大きなところで、分権時代にふさわしい議会の在り方などを調査研究するためということ、この表現になっていると思うが、もうちょっと時代に即して変えた方がいいというのであれば、それは有りではないか。

委員：このままでも結構。

委員：よろしいか、このままで。

(了承)

次に「議員連盟」について、条例で位置付けてはどうかというご指摘をいただいている。補足的な説明があればお願いします。

委員：特にこだわらない。

委員：「議員連盟」についてはよろしいか、皆さん。

(了承)

それから、32番「議決事件の追加」。これも地方自治法第96条の第2項で「議決事件」の規定があり、議決すべき事件を条例で規定したらどうか、という意見である。言ってみれば、今までずっとあるものをズラズラッと書いてはどうかという

意見であるが、各々の条例で全部「議決事件の追加」は決めてきているわけであり、新たにここでもう一度再記する必要があるかという、多分いらぬのではないかと。

委員：分かった。

委員：よろしいか。

(了承)

それから、最後、34番「予算の確保」について。これは、必要な予算を確保するため条文に規定してはどうかとの提案である。提案いただいた委員から、補足的な発言があれば願います。

委員：他の自治体条例を参考に見ている中で、必要な予算を確保して存分に議会の機能を発揮しようという条文もあれば完璧かという単純な発想であり、なければ予算が確保されないということではない。皆さんの捉え方で結構。

委員：既に議会費が確保されているということで、再び規定し直す必要はないという整理をさせていただければと思うが、いかがか。よろしいか。

(了承)

ということで、他項目を一回ざっとならさせていただきました。今日、宿題になっているものがいくつかある。今度はそれを集中的に議論して、成案に持っていきたい。では、資料5のスケジュールだが、一応6月議会を目途とすると、かなりタイトなスケジュールで、優先的に議論をする9項目については今日結論を得たので、まずは30日に報告をさせていただく。あと、6月議会に上げていこうと思うと、何とか5月にパブリックコメントの手続きに入りたいので、4月、5月ぐらいで条例改正案を作成する。それがほぼできた時点で執行部との協議が当然のごとく必要になってくる。そのため次の4月にこの検討会としての検討自体はだいたい決着をつけて終わりたいと考えている。

次回は4月12日午後1時から開催することとする。